

# 平成 27 年度 全社協政策委員会 事業・活動計画

「全社協福祉ビジョン 2011」が謳う地域に暮らす住民が安心して暮らせる「ともに生きる豊かな福祉社会」を展望しつつ、政策委員会では、その構成組織である社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員協議会等との連携・協力のもとに、少子高齢化や人口減少とともに増大する福祉ニーズに対応できる福祉政策・制度の一層の拡充と確立、それらの基盤となる社会保障関係財源の確保のための政策要望、予算要望、提言をはかり、その実現のため組織的な行動を展開する。

## ＜情勢変化への対応方針＞

### 1. 消費税再増税延期による平成 28 年度社会福祉関係予算、税制見直し検討への対応の強化

- 国はデフレ脱却と経済成長を優先し、平成 27 年 10 月に予定の消費税率 10%への引き上げを平成 29 年 4 月まで延期するとした。そのため平成 28 年度の社会保障・福祉制度の予算編成は財源確保において厳しい状況下と見込まれ、政策委員会とその構成組織は連携・協力のもとに、政策要望・予算要望や政策提言等の取組を強化していくことが必要である。また、再増税を想定しての福祉制度・予算の構築についても、具体化していくことが必要である。
- 「骨太の方針 2014」では、社会保障費の自然増を抑制する重点化・効率化と聖域なき歳出抑制との基本方針が示され、平成 27 年度政府予算編成過程ではその方針どおり、財務省から厳しい切り込みがなされた。とくに介護報酬改定等において特別養護老人ホーム等では実質 6%の削減がなされ、今後の介護事業の経営の悪化や介護人材確保・処遇低下の問題などが表出することが、大いに懸念される場所である。そのため、介護事業等の経営状況の検証と課題整理を行い、全国的な介護事業の安定的な運営を確保するために必要な対応策を国に提起していくことが必要である。
- 障害福祉サービス等の報酬改定は、ほぼ現行の水準を確保したが、小規模事業所等での運営や処遇改善加算の適用が困難であるという課題がある。それらの課題整理ととも

に、平成 28 年度に見直される障害者総合支援法に向け、関連制度・福祉サービスの拡充を具体的に要望していくことが必要である。

- 子ども・子育て支援新制度は、量と質を確保するための予算確保により、予定どおり平成 27 年度から実施される。近年の子ども・子育てをめぐる課題の複雑化・多様化や増加の一途にある虐待問題などに対する取組の必要性をふまえれば、保育・児童福祉分野の質の確保や保育士等の人材確保の取組が重要な課題となっている。そのためには、平成 27 年度以降の児童福祉制度・予算の具現化と新制度の成果を積み重ねることにより、さらなる質の向上のための財源確保をはかることが必要である。また、平成 28 年度予算編成に向けて新制度の量的な整備が伸びれば、それに応じた財源確保も課題となるため、動向を注視し対応していく必要がある。
- 平成 27 年度、新たな生活困窮者対策が施行となるが、関連するセーフティネット、地域福祉諸制度の予算は組み換えにより削減傾向となっている。さらに地方の財政負担の確保などの課題もあるため、地方における取組の格差が懸念されるところである。平成 28 年度予算編成はさらに厳しい状況も想定されるため、社会福祉協議会等として地域福祉関連の財源確保に取り組む必要がある。
- 上記の平成 27 年度施行の社会福祉諸制度ならびに今後の社会福祉法等の法改正による福祉現場への影響や社会福祉事業の経営・運営の課題等を整理し、その対応策としての制度改革や改善をはかる政策提言が必要である。
- とくに介護、障害、保育・児童分野の福祉人材の確保が厳しい状況にあるなか、職員採用、継続雇用・定着化、再雇用、処遇改善、キャリアアップのための対策など課題を整理し、福祉人材を確保・定着・育成するための基盤整備となる総合的な制度の構築や予算確保をはかる必要がある。

### **(公益法人税制の見直しへの対応)**

- 昨年、法人税の実効税率を引き下げる(20%台)ための代替財源の確保を理由として、社会福祉法人が実施する介護事業への課税や収益事業にかかる軽減税率やみなし寄附の見直し検討が政府税制調査会で行われ、全国の福祉関係組織・団体の連携により反対陳情を展開したが、昨年末、平成 27 年度与党税制改正大綱において公益法人にかかる課税の検討は、引き続きの検討課題とされた。
- 現行の社会福祉法人の税制は、非営利性、公共性にある社会福祉法人の根幹をなす仕組みであり、その堅持は必要不可欠である。さらに社会福祉法人改革等で地域での公益的な取組が課されようとしているなかで、それらにかかる財源確保も必要である。社会福祉法人の税制優遇を堅持するため、引き続き検討状況の情報収集をはかり、状況によ

り幅広い社会福祉関係組織・団体の連携・協働のもと、活動を展開する必要がある。

## 2. 社会福祉法人制度改革への意識改革、対応の強化

- 社会福祉法人制度改革について、社会保障審議会福祉部会の報告書「社会福祉法人制度改革について」が平成27年2月にとりまとめられた。その後、通常国会において社会福祉法の改正が審議されている。全国19,000余の社会福祉法人関係者は、意識改革のもとに喫緊の課題である法人経営のガバナンスの強化、財務の透明性の確保、情報開示の強化などに主体的な責務のもとに取り組まなければならない。
- さらに、社会福祉法人に対し、地域における公益的な取組が責務の取組とされ、社会福祉事業等の充実・拡充に関する計画が必要とされるなかで、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設がそれぞれの資源を活用し、一体的に協働・協力しながら、福祉制度の狭間となっている福祉課題・生活課題を抱えた人々への支援・援助を全国的に展開していくことが課されている。政策委員会の構成組織とともにそれらの展開をはたらきかけていくことが必要である。

上記の情勢変化への対応方針にそって、平成27年度において政策委員会として以下の事業・活動を進めることとする。

### I. 「全社協 福祉ビジョン 2011」第2次行動方針の取組の促進

「全社協福祉ビジョン 2011」第2次行動方針において7つの重点課題を提起したところである。全社協政策委員会ではその構成組織とともに、新たな福祉課題・生活課題への全国的な取組が、各地域における社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員など関係福祉組織の連携・協働のもとに展開されていくよう、働きかけていくこととする。

#### 全社協福祉ビジョン 2011 第2次行動方針【抜粋】

##### いま、取り組むべき7つの重要課題

1. 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
2. 地域での公益活動の展開強化
3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
4. 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
5. 大規模災害と防災への対応の強化
6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

## II. 社会保障改革・制度改革等にむけた取組と政策制度及び福祉予算拡充のための要望・活動、政策提言の強化

介護、障害、保育・児童福祉制度の拡充や生活困窮者対策・セーフティネット等地域福祉の推進、福祉人材の確保対策の抜本的な拡充など福祉政策・制度の重要課題への対応について協議を行い、取組方針を明確にし、政策委員会と構成組織の連携・協働のもとに、政策制度要望、予算要望、政策提言を行い、その実現のための対応、活動の展開をはかる。

### 1. 重点要望事項

#### (1) 社会保障・社会福祉の財源確保のための要望活動等対応の強化

消費税増税の延期により、平成 28 年度社会福祉関係予算はさらに厳しい財政状況下と見込まれ、国政に対する提言要望を強化する。

#### (2) 地方分権における都道府県・指定都市段階及び全国的な対応の強化

地方公共団体の財政逼迫により、福祉諸制度の地方負担の確保が課題であり、全国的な動向と課題整理のもとに、都道府県・指定都市社協等組織での要望活動への協力をはかる。

#### (3) 社会福祉法改正への対応

社会福祉基礎構造改革以来、15 年ぶりとなる社会福祉法の改正に向け、法改正の具体的な内容等への意見提出等をはかる。

#### (4) 社会福祉法人の経営・運営の重要課題への徹底した取組の強化

全国 19,000 余の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会が、意識改革のもとに、徹底した適正な経営・事業運営に取り組むよう、全社協の構成組織とともに働きかけるとともに、法人本部機能の強化など制度的な改善等の要望を行う。

#### (5) 地域における社会福祉法人の公益的な取組の促進の強化

社会福祉法人の責務、計画化とされる地域における公益的な取組の促進をはたらきかけるとともに、福祉制度等の拡充のための財源投入等に関する課題を整理し、社会福祉法改正等への意見提出等を行う。

#### (6) 生活困窮者自立支援等総合相談・生活支援体制の取組の強化

社会的孤立などの福祉課題・生活課題は、相談・支援体制が強化されれば、さらに問題が表出するため、社会福祉協議会等での総合的な相談・支援体制の拡充が重要な課題である。全国的な実施状況を捉えながら一層の体制強化を提言・要望する。さらに、社会福祉法人・福祉施設等が地域で暮らす生活困窮者等への支援を積極的に行えるよう、その環境整備を図るよう要望を行う。

## **(7) 高齢者介護・生活支援の安定的な介護事業運営のための課題への対応の強化**

地域包括ケアシステムの構築、認知症対策や、介護予防や新たな生活支援の拡充が急務とされるなか、平成27年度からの第6期介護報酬改定等は介護の現場、介護事業経営・運営に厳しい影響を及ぼすことが懸念される。介護事業の実態と政策制度の課題整理を行い、介護サービスの安定的運営のための対応策を提言要望する。

## **(8) 子ども・子育て支援新制度への適正な移行、社会的養護の拡充への対応**

新たな制度への適正な移行とともに、保育等の質の向上、社会的養護関係施設の小規模化等養育の向上のためのさらなる予算確保に取り組むための要望を行う。

また、増え続けている児童虐待問題や、子どもの貧困対策への対応が課題であり、国の総合的な政策・制度拡充のための提言要望を行う。

## **(9) 障害者の権利条約、自立・社会参加推進、障害者総合支援法、障害者差別解消法等への対応**

常時介護を要する障害者等に対する支援、就労支援、意思決定支援、精神障害者に対する支援のあり方など、平成28年4月に改定予定の障害者総合支援法への意見提出を必要に応じて行うとともに、関係予算の要望を行う。

## **(10) 介護・障害・児童分野の福祉人材の確保、定着、育成等の対策の抜本的な強化**

福祉人材確保対策検討会のとりまとめがされたところであるが、福祉人材の確保はさらに厳しい状況にある。国において、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組などの総合的な福祉人材確保対策の制度構築を図るよう要望する。

それとともに、政策委員会提唱の「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」による取組のはたらきかけや社会福祉法人・福祉施設の積極的な実践などの情報提供を進める。

## **(11) 福祉サービスの質の向上への対応の強化**

福祉サービスの質の向上のための第三者評価事業の充実と受審促進、苦情解決の強化、さらには事故や介護、障害、保育・児童福祉施設内での虐待の防止・権利侵害等のリスクマネジメントの強化などにかかる制度上の改善等を働きかけていく。

## **(12) 民生委員・児童委員活動の強化、環境づくりの対応の強化**

地域や住民生活の変容とともに民生委員・児童委員活動はその範囲と対応すべき課題が広がっており、委員活動の強化のための抜本的な制度拡充を要望する。

### **(13) 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化**

被災後4年を経て、市町村・地域や被災者の状況変化により福祉ニーズが多様化、深化し、とくに災害復興住宅等への移行がすすむ過程で、孤立させないための見守りや生活支援、コミュニティの維持・再構築など復興支援を担う福祉人材確保が重要であり、そのための予算の確保等を国に要望する。

### **(14) 大規模災害対策・防災対策への対応の強化**

近年、全国各地で頻発する「豪雨」や「大規模土砂災害」など、様々な災害への対応が必要とされおり、福祉分野での大規模災害時の取組に必要な予算の要望を行う。

### **(15) 地域福祉計画等の策定推進、取り組みの充実**

社会福祉諸制度の改革や社会福祉法などの改正期にあつて、あらためて地域福祉計画の策定を全国的にはかることが必要であり、都道府県・指定都市社協などととも国、地方公共団体へ提言していく。

## **【税制見直し検討への要望】**

### **(1) 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持への対応**

非営利性、公共性のある社会福祉法人の法人税非課税や収益事業の軽減税率とみなし寄附制度は法人制度の根幹の仕組みであり、全国の社会福祉関係組織・団体の連携・協働のもとに、現行の税制堅持を要望していく。

## **2. 全国、都道府県・指定都市段階での陳情・要望活動の取組の強化**

社会福祉関係予算の確保や税制改正等の重要案件について、国政や行政に対して、全国、都道府県・指定都市段階での社協、種別協議会等が一体となって陳情・要望していくことが必要であり、その取組を強化する。

## **3. 政策委員会・構成組織との共同による要望活動の強化**

政策委員会とともに対応が必要とされる各種別等組織の重点的な要望事項については、幹事会において協議したうえで対応方針等を確認し、施設協連絡会等と連携・調整のもとに、要望事項の協議、検討作業を行うとともに、それをもとに要望活動に取り組むこととする。

### Ⅲ. 情報収集と提供ならびに広報の強化

#### 1. 「社会保障・福祉政策の動向と対応」の発行

社会保障、福祉政策各分野の制度の動向等と対応状況を集約した「社会保障・福祉政策の動向と対応（政策動向）」を政策情報として2か月に1回程度発行し、幹事会において提供するとともに全社協政策委員会ホームページに掲載する。

#### 2. 「政策情報」の発行

社会保障、福祉政策の動向及び政策委員会の動きについて、「政策情報」を2か月に1回程度発行し、全社協・政策委員会及び構成組織、都道府県・指定都市社協、本会理事・評議員に配信する。

#### 3. 社会福祉関係予算に関する情報提供

- (1) 「平成28年度厚生労働省予算概算要求の主要事項等 厚生労働省税制改正要望事項等関係資料」（8月予定）
- (2) 「平成28年度厚生労働省予算案概要及び主要事項」（12月予定）

#### 4. 政策提言・要望に関する情報提供

全社協政策委員会が発した政策提言、要望書等はホームページに掲載する。

#### 5. 全社協政策委員会ホームページのリニューアル

全社協政策委員会ホームページは、関係者間の情報共有を主目的として開設、運用してきたが、関係者のみならず、政策委員会の活動を積極的に広報・周知する必要があることから、関係者以外にも見やすくわかりやすい構成となるよう、ホームページを全面改訂する。

#### 【政策委員会会議日程】

##### (1) 総会の開催

平成27年5月20日（水）15時～16時30分 第3～5会議室

##### (2) 幹事会の開催

政策委員会は幹事会を中心に運営していく。幹事会は、隔月金曜日午後の開催（原則）を通し、ひろく福祉にかかわる政策課題への対応を図るほか、構成組織の持つ政策課題、国民生活に関わる具体的な課題への対応等について検討、協議する。

- 第1回 平成27年 4月17日 (金) 13時30分～16時00分
- 第2回 平成27年 6月26日 (金) 13時30分～16時00分
- 第3回 平成27年 8月21日 (金) 13時30分～16時00分
- 第4回 平成27年10月20日 (火) 13時30分～16時00分
- 第5回 平成27年12月18日 (金) 13時30分～16時00分
- 第6回 平成28年 2月19日 (金) 13時30分～16時00分

### (3) その他会議の開催

社会福祉制度に関する要望の協議・検討作業、提言作成、調査研究等のための検討会等の設置と開催。